

監事監査報告書

2021年5月25日

社会福祉法人ゆたか福祉会

理事長 鈴木 清覺 殿

監事 戸谷 隆夫 

監事 木下 利秋 

私たち監事は、社会福祉法人ゆたか福祉会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況および財産の状況について監査をいたしました。

この監査にあたって、私たち監事は、関連する法令及び通知に従い、監査を実施いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を監査いたしました。別紙の意見書を添えて報告致します。
- (2) 財産目録、貸借対照表、収支計算書について、関連する法令および通知に従い、当会の事業の財務の執行状況を監査いたしました。別紙の意見書を添えて報告致します。

以上

監 査 報 告 書 補 足

監事 戸谷 隆夫

2021年5月25日午前10時00分より午後5時30分まで、社会福祉法人ゆたか福祉会本部事務所において、会計監査を行いました。監査の所見について報告します。

記

1. 予算管理について

事業活動による収支（内部取引消去前）は予算実績の対比で、収入は予算比100.49%支出は予算比98.95%となり、予算内執行であることは認められました。しかし、拠点区分、施設単位で精査したところ、82万円の資産取得（修繕費から流用）62万円の科目の相違など科目間の流用がみられました。施設長等に権限移譲されているのは100万円を超えない予算内の執行で、科目の流用は事前に「科目流用申請書」を提出し理事長の承認を得ることになっています。申請書を確認したところ、提出日が事前か事後報告か確認できない状況であり、規定の厳格な運用は内部統制の重要な視点であり、安易に認めることは予算の軽視につながることにもなりかねないと思います。社会福祉法人は都度、補正予算の編成が求められていることは、他の法人や組合と異なるところです。

2. 資産残高確認について

残高証明、資産負債明細書及び固定資産明細書にて残高確認を行いました。当事業年度の収入には新型コロナウイルス関連で金額的にも件数的にも多くの補助金、給付金を受けています。収益の認識は、「交付通知書」の受領をもって収益とすることは妥当であると認めます。未収補助金について「交付通知書」の交付を受けて未収のものを確認いたしました。科目相違が1件ありましたので是正しました。有形固定資産の貸借対照表価格と資産台帳の一致を確認しました。資産台帳には、国庫補助金等の内「設備資金借入金元金償還補助金」について決定額で資産台帳に掲載されています。国庫補助金の取崩及び償却額についても事業収支計算書では就労事業支出と事業収支の減価償却費に区分される等があるので照合のための調整表を作成が望ましいと指摘しました。国庫補助金の取崩額及び残額について1件の漏れがありましたので是正し適正に処理がされていることを認めました。

3. その他の所見

新会計基準により新たに設けられた「内部取引の消去」についても適正に行われているか確認をいたしました。

「運用指針19」に基づき処理された積立金の決算後二か月以内の専用口座への積み立ては適切に履行され会計処理されていることを確認いたしました。

「引当金」の計上について、適切に計上されていることを確認いたしました。

前期、「貸倒引当金」に計上した㈱エースの売掛金について、破産確定により貸倒処理がされていることの妥当性を確認いたしました。

4. 社会福祉充実残額

社会福祉法第55条の2「社会福祉充実残額」の算出について「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に照らして算出されているか確認をいたしました。

計算は「社会福祉充実残額算定シート」にて行われ、その数値に誤りがないことを計算書類及び事務処理基準による区分表並びに財産目録にて確認いたしました。

計算過程の書類の保存についても適正に保存されていることを確認いたしました。

計算の結果、「社会福祉充実計画」の策定の対象となる金額が存在しないので「社会福祉充実計画」の策定の必要がないことを認めます。

以上

2020年度監査報告について

木戸利秋（ゆたか福祉会監事）

2021年5月25日（火）に理事長、法人本部長同席のもとに行った2020年度の業務監査にもとづき、以下の点について監査委員としての意見を述べます。

1 検討した監査資料は次の通りです。2020年度法人事業報告、2020年度各事業本部の事業報告、「苦情解決第三者委員会報告」、2020年度工賃向上計画実績報告および2020年度の理事会、評議員会の議事録です。

監査の結果、社会福祉法人の運営が全体として適正に行われていることを確認しました。とりわけ第6期総合計画のスタートの年度でありながら、感染のたびに強度を増してくる新型コロナウイルス感染症による感染事例を6回にわたって受け、感染拡大防止を最優先とした対策をとったために、当初計画の諸課題に未着手を多く残しました。しかし、そのなかで成果を残す取り組みも行われ、大きな制約をうけたコロナ禍の職場と地域状況をふまえた次の展開への歩みが、すべての事業所で始まっていることを確認できました。

2 以下、2020年度の事業報告案にかかわって述べます。

第一は新型コロナをめぐる法人の対応です。感染対策をふまえた課題が法人レベル、地域社会レベル、国・地方自治体レベルで整理されているのは問題の所在を明らかにしている点で評価できます。感染発生の具体的状況や背景は異なりますが、年間にわたって6回の感染事例が出ていることをふまえると、まず初発の一次感染をいかに抑え込んでいくのが重要になっています。6回の感染のなかで感染を防ぐことができたかもしれないと事後的にふりかえることができるのが、2回目、3回目そして6回目の感染発生事例です。失敗体験のなかでその時点で気づかなかつた盲点が含まれていることがあり、そこをすべての職員の感染防止の知識と対応力に高めていくことが法人の課題となっています。

第二は福祉村から名古屋への移行の実現にかかわる問題です。名古屋市の「地域生活支援拠点事業所」の一つとして日中サービス支援型のグループホームを整備していくこととなり市の21年度予算に整備費補助金が計上されることになったのは、移行後の名古屋での暮らしの場の実現にむけた大きな前進でした。今後は「高齢化・重度化への対応」にふさわしい運営を追求するとともに、それが保障されるような財政的な環境整備をめぐって運動的な課題も重要になります。他方で、福祉村将来構想の検討と具体化についても基本となる入所施設2施設の運営を中心に検討されています。地域の高齢者や障害者、住民と福祉村がともに幸せを感じることができるような地域づくりに貢献していくことが期待されます。

第三はベトナム・フエのハートナー団体と3法人の連携事業です。今後の人材育成と日本での受け入れに関する「協定書」が交わされ、フエ科学大学で「日本語と日本の福祉介護を学ぶ」専門コースが開設されたこと、また大学の正式なカリキュラムとして「介護技術演習」がスタートしたことは大きな前進です。今後の課題として受け入れ形態についてさらに検討が必要になっているとの指摘があり、日本への受け入れが円滑に進むように対応が求められます。

最後に2年目にはいる新型コロナウイルス感染症への対応ですが、大きな規模の法人でありながら、感染発生の事例には、法人本部と現場が協力しあつて2次感染の拡大防止を徹底するとともに、今後の感染防止の教訓について深い分析を行っていることは評価されます。こうした福祉現場の取り組みがコロナ後において50周年を経た新たなゆたか福祉会に結実していくことを期待します。

以上